

議案第28号

芽室町都市計画税条例中一部改正の件

芽室町都市計画税条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和2年6月2日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町都市計画税条例の一部を改正する条例

芽室町都市計画税条例（平成18年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第4項の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第5項から第8項までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第9項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第10項の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第14項中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第43項から第45項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第37項から第39項まで」に、「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に、「又は第34項」を「又は第33項」に、「第34項又は法」を「第33項又は」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、

附則第14項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の芽室町都市計画税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前的地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

説明

地方税法等の一部改正に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(納稅義務者等)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第9項から第11項まで、<u>第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項</u>の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3・4 一略一</p> <p>附 則</p> <p>1 一略一 (法附則第15条第38項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。 (宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>(納稅義務者等)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、<u>第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項</u>の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3・4 一略一</p> <p>附 則</p> <p>1 一略一 (法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第45項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。 (宅地等に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例)</p>

改正案	現 行
<p>4 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>	<p>4 宅地等に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は<u>法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等</u>であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>
<p>5 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税</p>	<p>5 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は<u>法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等</u>であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画</p>

改正案	現 行
<p>の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p>6 附則第4項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第4項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>6 附則第4項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は<u>法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額</u>）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第4項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p>7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合に</p>	<p>7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は<u>法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額</u>）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合に</p>

改正案	現 行
<p>における都市計画税額とする。</p>	<p>における都市計画税額とする。</p>
<p>8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p>	<p>8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、附則第4項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p>
<p>（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例）</p>	<p>（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例）</p>
<p>9 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条の規定により、平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しない。</p>	<p>9 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条の規定により、平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しない。</p>
<p>（農地に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例）</p>	<p>（農地に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例）</p>
<p>10 農地に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第</p>	<p>10 農地に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第</p>

改正案	現 行
349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。	349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。
一略一	一略一
11～13 一略一	11～13 一略一
14 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第37項から第39項まで、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。	14 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第43項から第45項まで、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。
15 一略一 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u>	15 一略一
1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、附則第14項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第	

改正案	現 行
<p><u>61条」を加える規定は、公布の日から施行する。</u>  <u>(経過措置)</u></p> <p>2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の茅室町 都市計画税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税 について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、な お従前の例による。</p> <p>3 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得 された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号） 第1条の規定による改正前的地方税法（昭和25年法律第226号） 附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税につ いては、なお従前の例による。</p>	